第三十三条第三項第二号	（略）	（略）
第三十三条第四項	法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会
（略）	（略）	（略）

（死亡の届出）

第百十八条　法第九十九条の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第四条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）		
第十七条　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
（略）	（略）	（略）
第十六条の二第三号	（略）	（略）
第二十一条	記載した請求書を基金	存続厚生年金基金
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　加入員証 二　請求者の生年月日に関する市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法		2　前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　請求者の生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六

改正前		
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）		
第十七条　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
（略）	（略）	（略）
第十六条の二第三号	（略）	（略）
第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号	次の各号（生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により基金か

第三十三条第三項第二号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（死亡の届出）

第百十八条　法第九十九条の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主等又は連合会に提出することによって行うものとする。